

岩手県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和8年8月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定の更新の年月日
八幡平市立病院	八幡平市大更第25地割328番地 1	精神通院医療	令和8年8月1日
クスリのアオキ盛岡中野薬局	盛岡市中野一丁目27番23号	精神通院医療	〃
リリィ薬局西根店	八幡平市大更第25地割309番地 3	精神通院医療	〃
大更調剤薬局	八幡平市大更第25地割320番地 9	精神通院医療	〃
さいとう薬局	八幡平市清水151番地 2	精神通院医療	〃
めぐみ薬局	二戸郡一戸町西法寺字稲荷21番地 1	精神通院医療	〃